## 都市計画法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○都・	○都
都市計画法	市計画
_	○都市計画法施行会
、昭和E	行令
四十二	(昭和四
年法	四十
年法律第百号)	一四年
白号)	<b>蚁</b> 令
(抄	年政令第百五十八
_	/ \
:	号)
:	抄)
:	:
:	:
:	
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
:	:
:	
1	1
:	:
:	:
1	1

○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)(抄)

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

三条第一項第二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。第二十五条 法第三十三条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的 細 目 のうち、

一~五 (略)

ト以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、六○開発区域の面積が○・三へクタール以上五へクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、 て特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。 の用途が住宅以外のものであり、 かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案し 緑地又は広場が存する場合、予定建築物等面積の合計が開発区域の面積の三パーセン

七・八 (略)

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

第二十九条の二(略)

法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち 制 限の緩和に関するものは、 次に掲げるものとする

一•二 (略)

している場合に行うものであること。 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制 限 の緩和は、 地 方公共団 体が開発区域の周辺に相当規模の 公園 緑地又は広場の設置を予定

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄

(開発許可の基準)

第三十三条 に違反していないと認めるときは、 定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、 ているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が 開発許可をしなければならない。

(略)

発区域の規模、

形状及び周

辺の

共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案し二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案して、 要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。 られているときは、 設計がこれに適合していること。 この場合において、 当該空地に関する都市計 開発区域内の主 証が定 の公

- 開 発区域内の土 地 地 形 及び 地 盤  $\mathcal{O}$ 性 質
- 予定建築物等の敷地の規予定建築物等の用途 模及び 配

## 十四四

3 によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目・地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。 術的細目において定められた制限を強化し、 又は緩和することができる。

## 4 \ 8

(変更の許可等)

第三十五条の二 (略)

県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第四十七条第一項の規定は第一項の規定による許可及び第三項の規定による届出につ いて準用する。この場合において、第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、 る場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第三十 為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとす までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の 第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定による許可について、第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府 国土交通省令で定める工事に該当する場合について、 「変更の許可又は届出の年月日及び第二号から第六号 第三十二条の規定は開発行